

日本年金機構法第 42 条第 2 項に基づき選任された 会計監査人名及び会計監査契約の内容について

(1) 会計監査人名

有限責任監査法人トーマツ

※ 社会保険庁において企画競争（公募型プロポーザル方式）を実施し、平成 21 年 10 月 29 日付で厚生労働大臣に提出する会計監査人候補者名簿に記載する者として「有限責任監査法人トーマツ」を選定。当該名簿に基づき平成 22 年 1 月 22 日付で厚生労働大臣が同監査法人を選任した。

(2) 会計監査契約の内容（概要）

日本年金機構法第 42 条第 1 項による財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を行うとしている。

個人情報の取扱いについて、機構は、機構が提供する個人情報が、個人情報の保護に関する法律等が要求している必要な要件・手続きを具備したものであることを表明しており、トーマツも当該個人情報を、漏えい、盗用、改ざんしてはならず、本契約の目的以外に利用することはできないとしている。

(3) 会計監査人の任期

平成 22 年 1 月 22 日～平成 21 年度財務諸表についての厚生労働大臣の承認の時まで